

議案第76号

大口町職員の降給に関する条例の一部改正について

大口町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の降給に関する条例（平成28年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」の次に「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」を加える。

第3条中「降任された場合」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 大口町職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに大口町職員の給与に関する条例附則第19項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、大口町職員の給与に関する条例附則第19項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、町長の定めるところにより、同項の規定の適用により給与月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町職員の降給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする<u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p>
<p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合</u>のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実により、公正に判断して定めるものとする。</p>	<p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは</u>、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実により、公正に判断して定めるものとする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>
<p>2 <u>大口町職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに大口町職員の給与に関する条例附則第19項の規定による降給とする」とする。</u></p>	
<p>3 第5条の規定は、大口町職員の給与に関す</p>	

新	旧
<p><u>る条例附則第19項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、町長の定めるところにより、同項の規定の適用により給与月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 降給の種類に、管理監督職勤務上限年齢により、下位の職務の級に分類される職務を遂行することとなった場合において降格する規定を加えます。（第2条関係）
- (2) 当分の間、60歳超職員の給料月額7割措置を降給として加えます。（附則第2項関係）
- (3) 60歳超職員の給料月額7割措置に対する降給通知はしませんが、給料月額変更の通知をします。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。